段級審査規程

（2026年2月21日施行）

【総則】

（趣旨）

第1条　本規程は、射手の技量・学識を審査して、これに適合する段級位を授与し、もって本人に励みを与えると共に射撃技術の向上と射撃競技発展の一助とすることを目的とする。

第2条　わが国におけるライフル射撃の段級審査は、すべて本規程に準拠して実施する。段級位の授与は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）がこれを行う。

【段級審査委員会】

（運用）

第3条　本規程の適正な管理を行うと共に高段者の段級審査を行い、協会の地方加盟団体およびその他の加盟団体（以下「加盟団体」という）より登録申請に対する最終審査を行うため、「中央段級審査委員会」を置く。

第4条　中央段級審査委員会の委員は、協会の理事会において選任する。
委員会の構成は次のとおりとする。

委員長　　1名
副委員長　2名
委員　　若干名

委員の任期は本協会役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

第5条　加盟団体は、加盟団体の段級審査業務遂行のため、それぞれの段級審査委員会を設けるものとする。
その構成は、中央段級審査委員会に準ずる。
加盟団体が設ける段級審査委員会およびその委員については、あらかじめ協会に申請して承認を得なければならない。

第6条　段級審査委員は、公認審判員の資格を有する者から選任しなければならない。

【段級位および称号】

第7条　段級位の区分および種目は＜付表 1＞のとおりとし、それぞれの成績に対して段級位を授与する。この場合、段級位の頭書に当該区分名を、後尾に種目を付して呼称するものとする。段級位およびその基準点は＜付表2～7＞のとおりとする。なお、前装銃については、日本前装銃射撃連盟より中央段級審査委員会に提案されたものを審議したのち、理事会の議決を経て制定するものとする。

第8条　ライフル射撃界の発展に尽力のあった者、あるいは過去において射撃技術が特に優秀であった者に対し、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議により師範の称号を贈ることができる。

第9条　前条の師範の登録料は 50,000 円とするが、名誉的な贈呈など事情により理事会の承認を得て無償とすることができる。
加盟団体より推薦する場合にあっては推薦理由書および本人のスポーツ歴を添付のうえ提出すること。

【段級審査】

第 10 条　段級審査会は、次の 2 種類とする。

1. 中央段級審査会（協会本部に置く）
2. 加盟団体段級審査会（加盟団体ごとに置く）

第 11 条　段級審査会は、競技会等を兼ねて開催するものとする。加盟団体段級審査会にあっては、競技会とは別に段級審査会を開催することができる。この場合、受験できる種目は 1 種目につき 3 名以上の参加者で競技することを原則とする。ただし、前装銃については参加者 1 名の種目から受験できるものとする。いずれの場合も、段級審査委員 2 名以上の立会いを要する。ただし、段級審査委員の立会いに支障がある場合は、当該段級審査委員長の委嘱による公認審判員2名以上をもってこれに代えることができる。

第 12 条　段級審査を兼ねて開催する競技会は、次のとおりとする。段級審査を兼ねて競技会を開催した場合は、記録公認規程に基づき、「競技会実施報告書」を提出するものとする。なおG4以上の大会では段級合格者の点数が確認できる当該種目の競技会成績表も合わせて提出のこと。

1. 中央段級審査会
   公認競技会の格付け規程に基づくG1、G2の競技会
2. 加盟団体段級審査会
   公認競技会の格付け規程に基づくG3、G4の競技会

【段級審査委員会、段級審査会と段級の関係】

第 13 条　段級審査委員会、段級審査会と審査する段級の関係は、次のとおりとする。

1. 中央段級審査委員会は、中央段級審査会において全段級位を審査する。
2. 加盟団体段級審査委員会は、加盟団体段級審査会において 5 段以下の段級位を審査する。
3. 中央段級審査委員会の委員は、加盟団体の段級審査会、または主催者の要請により、他の段級審査会に立ち会うことができる。

【受験および受験の手続き】

第 14 条　初段以上の段位受験には、協会の会員資格を要し、1 級以下の級位受験には、加盟団体の会員資格を必要とする。ただし、ビーム関係の 6 級以下の受験には、特に会員資格を設けない。

第 15 条　受験の方法は次のとおりとする。

1. 段級位の受験は、下級から順次上級におよぶものとする。
2. 5級から1級までの受験はすべて必須とする。ただし生徒および学生については4級、3級、2級の級位の受験を省略することができる。ただし、装薬ピストル種目については、3級から1級までの受験はすべて必須と読み替える。
3. 級位のすべてならびに初段から 5 段までは同時受験することができる。
   1級と初段の同時受験ならびに同一大会内同一種目の複数回競技での受験はできない。
4. 段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあっては同級より直接受験することができるが、段位にあっては初段からの受験とする。
5. 同一区分内の他の種目を受験する場合は 1 段級上位より受験することが出来る。ただし BRF40、BRF20 の段位保有者は BR 区分内他種目段位受験の際には初段から、同じく BRF40、BRF20 の級位保有者は BR 区分内他種目級位受験の際には5級から、受験し

なければならない。

6. 学科試験は、5 級、初段および 6 段の実技合格者に対して実施する。ただし、装薬ピストル種目については、3級の実技合格者は5級の学科試験を受験する。

7. 学科試験問題は、中央段級審査委員会が作成したものを使用する。

第 16 条　受験希望者は、受験申請書〈様式 1〉に指定事項を記入の上、〈付表2〉より〈付表7〉に定める受験料を添え、段級審査会開始前の指定日時までに提出するものとする。同時受験の手続きにあっては、前条によるとともに、段級ごとに受験申請書を 1 部ずつ作成し、各段級受験料を加算した受験料を添えるものとする。申請書の記入は受験者本人の自筆によることを原則とする。
納入された受験料は事由の如何にかかわらず返却しない。

【登録・段級証書】

第 17 条　段級審査合格者は、〈付表2〉より〈付表7〉に定める登録料を支払う。協会は、段級審査合格者について段級位原簿に登録する。協会は、段級証書を電子データで会員に提供する。

第 18 条　協会は、第8条規程による称号者について称号原簿に登録するとともに、称号証書を授与する。

第 19 条　取得した段級位は永年有効である。

【段級登録申請および登録料】

第 20条　加盟団体は加盟団体段級審査委員会において合格した者については〈付表2〉から〈付表7〉に定める登録料を添え、協会が指定する様式の電子データとして、協会が指定する方式で提出し登録申請を行うものとする。
協会は、この申請に基づき、中央段級審査委員会の承認を得て、第 17 条に準じて処理を行うものとする。

2. 加盟団体は、合格した者についての事務処理を受験日より1ヶ月以内に行うものとする。

【罰則】

第 21条　段級審査委員会委員、称号者または段級位を有する者が、段級審査会、受験等に関連して不正行為をなし、あるいは、その他品位を汚し、名誉を毀損する等の行為があったときは、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもってその役職、称号または段級位の返上を命じ、または剥奪することができる。

第 22 条　前条に準じ、加盟団体より申請のあった場合も、前条に準じて処理するものとする。

第 23 条　段級事務委託に関しての不正行為、並びに事務処理の停滞があった場合は、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもって事務委託の停止を行うことができる。

【登録料の特例について】

第 24条　会員登録において、「生徒」として登録されている会員が 3 段以下の段級受験に合格した際の登録料については 500 円（6 級・7 級は無料）とし、段級証書のみ交付するものとする。なお、事務委託料については、基準表のとおりとする。

附　則

1　段級審査会の競技規則は、協会の定める各競技規則によるものとする。
2　本規程の改廃は中央段級審査委員会および理事会の議決を経て実施する。
3　本規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
4　本規程は、平成 13 年 10 月 20 日改正された。
5　本規程は、平成 20 年 5 月 24 日改正され、平成 21 年4月1日より施行する。
6　本規程は、平成 20 年 12 月 13 日改正され、平成 21 年4月1日より施行する。
7　本規程は、平成 21 年 5 月 30 日改正され、平成 21 年6月1日より施行する。
8　本規程は、平成 22 年 2 月 27 日改正され、平成 22 年 2 月 27 日より施行する。
9　本規程は、平成 26 年 2 月 22 日改正され、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
10　本規程は、平成 27 年 2 月 21 日改正され、平成 27 年4月1日より施行する。
11　本規程は、平成 27 年 3 月 28 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
12　本規程は、平成 27 年 7 月 25 日改正され、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
13　本規程は、平成 27 年 11 月 21 日改正され、平成 27 年 11 月 21 日より施行する。
14　本規程は、平成 28 年 2 月 20 日改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
15　本規程は、平成 28 年 5 月 7 日改正され、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
16　本規程は、平成 28 年 7 月 23 日改正され、同日より施行する。
17　本規程は、平成 29 年 2 月 25 日改正され、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
18　本規程は、平成 29 年 7 月 22 日改正され、平成 29 年 7 月 22 日より施行する。
19　本規程は、平成 30 年 2 月 17 日改正され、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
20　本規程は、平成 31 年 2 月 23 日改正され、2019 年 4 月 1 日より施行する。
21　本規程は、2022 年 2 月 26 日改正され、2022 年 4 月 1 日より施行する。
22　本規程は、2022 年 9 月 24 日改正され、同日より施行する。（エアライフルに SH2 段級表を追加）
23　本規程は、2022 年 12 月 3 日改訂され、同日より施行する。（登録申請手続きをニチラネットによる申請に変更）
24　本規程は、2023 年 2 月 18 日改訂され、4 月 1 日より施行する。（格付規程改訂に伴う G3+関連規程条文の削除、段級登録料の記録欄追加、段級証書の電子データでの提供）
25　本規程は、2023 年 5 月 27 日改訂され、同日より施行する。（段級証書の電子データでの提供に伴い加盟団体への段級事務委託の廃止）
26　本規程は、2025 年 2 月 15 日改訂され、同日より施行する。（障がい者のビッグボア・ライフル、スモールボア・ライフルの得点基準の明記）
27　本規程は、2026 年 2 月 21 日改訂され、同日より施行する。（ニチラネットの文言を変更）

＜様式1＞

<table>
<tr><td colspan="10">段　級　審　査　受　験　申　請　書</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="9">〒　　－</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td colspan="3">(西暦)生　年　月　日</td><td colspan="3">所属協会・連盟名</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3">年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">日ラ会員ＩＤ</td><td colspan="4">電　話　番　号</td><td colspan="3">区　　分</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="4"></td><td colspan="3">一般　・　高校生以下</td></tr>
<tr><td rowspan="4">既得の段級位
右の受験に必要な</td><td>種　目</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">受験段級位</td><td>種　目</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>姿　勢</td><td colspan="2">発</td><td>姿　勢</td><td colspan="4">発</td></tr>
<tr><td>段級位</td><td colspan="2">段級</td><td>段級位</td><td colspan="4">段級</td></tr>
<tr><td>証書番号</td><td colspan="2"></td><td>受験料</td><td></td><td>受付者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="10">上記の段級審査の受験を申請します。
年　月　日</td></tr>
</table>

※受験者は、上段太線枠内を記入すること

各段位・種目別に作成すること

<table>
<tr><td colspan="5">段　級　登　録　料　受　領　控</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受験段級位</td><td>種　目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>姿　勢</td><td colspan="3">発</td></tr>
<tr><td>段級位</td><td colspan="3">段級</td></tr>
<tr><td>登　録　料</td><td></td><td>受付者</td><td></td></tr>
</table>

＜付表 1－1 ＞段級位の区分及び種目 ライフル（221203 改訂）

ライフル関係								前装銃（種子島）関係	
区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目
BB	3×40 3×20 P 60 P 40 P 20	SB	3×40 3×20 P 60 P 40 P 20	AR	3×20 P 60 S 60 S 40	BR	S 60 S 40 T 60 F 40 F 20	立 射 膝 射 侍 筒 短筒	10 10 10 10
1．射距離： 300, 150, 100m 2. スコープ付を含む。 （スコープ付きと記載）		1. スコープ付を含む。 （スコープ付と記載）		MIX は対象外		F40 は小学生に限る MIX は対象外			

※段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあっては F40,F20 を除き同級より直接受験することができるが、
段位にあっては初段からの受験とする。

※同一区分内の他の種目を受験する場合は、F40,F20 を除き 1 段級上位より受験することが出来る。

※ F20,F40 の段位保有者は、区分内他種目段位受験の際には初段から、同じく F20,F40 の級位保有者は、区分内他種目受験の際には、
５級から受験しなければならない。

＜付表 1−2 ＞段級位の区分及び種目　ピストル　（221203 改訂）

ピストル関係															
区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目	区 分	種 目
FP	60	RFP	60	STP	60	SP	60	CFP	60	AP	60 40	HR	40	BP	60 40
										MIX は対象外					

※段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあっては同級より直接受験することができるが、段位にあっては初段からの受験とする。

※同一区分内の他の種目を受験する場合は、1 段級上位より受験することが出来る。

〈付表 2〉ビッグボア・ライフル段級審査得点基準表（消費税込）（2221203 改訂）

種　目 段級位	3x 40	3x 20	P 60	P 40	P 20	受験料 （加盟団体）	備　　考	登録料 （日ラヘ）
6段	1,150	575	595	397	199	1,000	G 1、G 2 大会のみ受験可	4,000
5段	1,130	565	590	394	197	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000
4段	1,110	555	585	390	195	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000
3段	1,090	545	580	387	194	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000
2段	1,060	530	570	380	190	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000
初段	1,020	510	560	374	187	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000
1級	960	480	540	360	180	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
2級	880	440	520	347	174	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
3級	800	400	480	320	160	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
4級	640	320	400	267	134	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
5級	440	220	300	200	100	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500

※射距離：300 m、150 m、100 m

注 1）スコープ付きのライフル銃を含む。（申請者にスコープ付と記載のこと）

注 2）障がい者の SH1 クラスの得点基準は健常者と同じ。SH2 クラスの得点基準は設けない。

〈付表 3〉スモールボア・ライフル段級審査得点基準表（消費税込）（221203 改訂）

種　目 段級位	3 x 40	3 x 20	P60		P40		P20		受験料 （加盟団体）	備　　考	登録料 （日ラヘ）
				小数点		小数点		小数点			
8段	1,180	590	599	627	-	-	-	-	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000
7段	1,165	583	597	625	-	-	-	-	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000
6段	1,150	575	595	623	397	415.7	199	208.4	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000
5段	1,130	565	590	617.7	394	412.5	197	206.3	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000
4段	1,110	555	585	612.5	390	408.3	195	204.2	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000
3段	1,090	545	580	607.3	387	405.2	194	203.1	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000
2段	1,060	530	570	596.8	380	397.9	190	198.9	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000
初段	1,020	510	560	586.3	374	391.6	187	195.8	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000
1級	960	480	540	565.4	360	376.9	180	188.5	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
2級	880	440	520	544.4	347	363.3	174	182.2	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
3級	800	400	480	502.6	320	335	160	167.5	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
4級	640	320	400	418.8	267	279.5	134	140.3	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500
5級	440	220	300	314.1	200	209.4	100	104.7	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500

※射距離：50 m

注 1）小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。

注 2）スコープ付きのライフル銃を含む。（申請者にスコープ付と記載のこと）

注 3）障がい者の SH1 クラスの得点基準は健常者と同じ。SH2 クラスは伏射のみ設定し得点基準は健常者と同じ。

〈付表 4〉エア・ライフル段級審査得点基準表（消費税込）（221203 改訂）

種 目	3x20	P60		S60		S40		P60（SH2）		S60（SH2）		受験料（加盟団体）		備　考	登録料（日ラへ）	
段級位			小数点		小数点		小数点		小数点		小数点		生徒			生徒
8段	-	-	-	595	623.0	397	415.7	-	-	-	-	1,000	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000	4,000
7段	-	-	-	590	617.7	393	411.5	-	-	-	-	1,000	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000	4,000
6段	590	599	623.0	585	612.5	390	408.3	599	623.0	595	619.0	1,000	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000	4,000
5段	585	597	621.0	580	607.3	387	405.2	597	621.0	590	614.0	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000	3,000
4段	580	595	619.0	570	596.8	380	397.9	595	619.0	585	608.0	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000	3,000
3段	570	593	617.0	550	575.9	367	384.2	593	617.0	575	598.0	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
2段	560	585	608.0	530	554.9	354	370.6	585	608.0	565	588.0	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
初段	540	575	598.0	510	534.0	340	356.0	575	598.0	555	577.0	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
1級	520	560	582.0	490	513.0	327	342.4	560	582.0	540	562.0	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
2級	490	545	567.0	440	460.7	294	307.8	545	567.0	510	530.0	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
3級	460	530	551.0	390	408.3	260	272.2	530	551.0	480	499.0	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
4級	430	510	530.0	340	356.0	227	237.7	510	530.0	450	468.0	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
5級	400	480	499.0	290	303.6	194	203.1	480	499.0	400	416.0	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500

※射距離：10 m

注 1）小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。

〈付表 5〉ピストル関係段級審査得点基準表（消費税込）（221203 改訂）

種　目 段級位	50m ピストル	RFP60	STP60	25m ピストル 女子	CP60	AP60	AP40	HR40	BP60	BP40	受験料		備考	登録料 （日ラへ）	
												生徒			生徒
8段	565	580	575	580	580	580	386	-	-	-	1,000	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000	4,000
7段	555	570	565	570	570	575	383	-	-	-	1,000	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000	4,000
6段	545	560	555	560	560	570	380	385	570	380	1,000	1,000	G1、G2 大会のみ受験可	4,000	4,000
5段	535	550	545	550	550	564	376	380	564	376	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000	3,000
4段	525	540	535	540	540	555	370	375	555	370	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000	3,000
3段	515	530	525	530	530	540	360	370	540	360	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
2段	505	520	515	520	520	525	350	360	525	350	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
初段	495	510	505	510	510	510	340	350	510	340	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
1級	480	495	490	495	495	495	330	340	495	330	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
2級	465	480	475	480	480	470	315	320	470	315	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
3級	450	465	460	465	465	450	300	300	450	300	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
4級	-	-	-	-	-	420	280	280	420	280	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
5級	-	-	-	-	-	390	260	260	390	260	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
6級	-	-	-	-	-	-	-	-	360	240	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	500	0
7級	-	-	-	-	-	-	-	-	330	220	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	500	0

〈付表 6〉ビーム・ライフル関係段級審査得点基準表（消費税込）（221203 改訂）

種　目	BRS60		BRS40		BRT60		BRF40		BRF20		受験料		備考	登録料（日ラへ）	
段級位		小数点		小数点		小数点		小数点		小数点		生徒			生徒
6段	585	608	390	406	596	620	400	416	200	208	1,000	1,000	G1、G2 大 会のみ受験可（注３）	4,000	4,000
5段	580	603	387	402	593	617	398	414	199	207	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000	3,000
4段	570	593	380	395	590	614	397	413	199	206.5	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	3,000	3,000
3段	550	572	367	382	585	608	396	412	198	206	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
2段	530	551	354	368	578	601	390	406	195	203	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
初段	510	530	340	354	570	593	384	399	192	199.5	1,000	1,000	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500
1級	490	510	327	340	555	577	374	388	187	194	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
2級	440	458	294	306	540	562	364	378	182	189	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
3級	390	406	260	270	525	546	354	368	177	184	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
4級	340	354	227	236	510	530	340	354	170	177	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
5級	290	302	194	202	480	499	320	332	160	166	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
6級	240	250	160	166	450	468	300	312	150	156	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	500	0
7級	190	198	127	132	398	414	280	292	140	146	500	500	全ての公認大会、加盟団体段級審査会で受験可	500	0

注 1）小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。 注 2）F40、F20 の級位保有者は BR 区分内他種目の級位受験の際はそれぞれ 5 級からの受験が必要である。 注 3）F40、F20 の 5段、6段については全日本小学生選手権、ヤングスターランクリスト競技会においても受験可能とする。 注 4）F40、F20 の段位保有者は BR 区分内他種目の段位受験の際はそれぞれ初段からの受験が必要です。

〈付表 7〉前装銃（種子島）段級審査得点基準表（消費税込）（221203 改訂）

種　目 段級位	立射 10	膝射 10	侍筒 10	短筒 10	受験料	備考	登録料 （日ラへ）
6段	90	95	90	90	1,000		5,000
5段	85	90	85	85	1,000		4,000
4段	80	85	80	80	1,000		4,000
3段	75	80	75	75	1,000		3,000
2段	70	75	70	70	1,000		3,000
初段	65	70	65	65	1,000		3,000
1級	60	65	60	60	1,000		2,000
2級	55	60	55	55	1,000		2,000
3級	50	55	50	50	1,000		2,000
4級	40	45	40	40	500		1,500
5級	30	35	30	30	500		1,500

〈付表 8〉師範の登録料

称　号	登録料
師　範	50,000 円 ※1

※ 1　名誉的な贈呈など事情により理事会 決議を得て無償とすることができる。